



令和7年度 世田谷区一般任期付職員（児童福祉（主任））採用選考案内

令和7年11月

世田谷区

「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される常勤職員のことです。
給与、勤務時間等は他の常勤職員と同様の扱いとなります。

1 任用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※採用日から5年を限度に更新することができます。

2 採用予定数、主な職務内容等

職務 の級	職種	採用 予定数	勤務場所	職務内容
主任	児童 福祉	若干名	児童相談所	・児童相談所又は児童福祉施設における相談援助業務を行う。 ・児童相談所職員に対する専門的見地から職務遂行に必要な技術の助言・指導を行う。

3 求められる知識、経験及び能力

児童相談所や児童養護施設等での業務経験及び豊富な専門知識を有すること。

4 受験資格

年齢、国籍（※1）を問わず、以下の条件を全て満たしている者

- ① 地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しない者
- ② 社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
- ③ 民間企業・地方自治体等における業務従事歴直近14年中年8年以上有する者
- ④ ③のうち、児童相談所、児童養護施設又は児童自立支援施設における相談援助業務の業務従事歴経験が4年以上ある者
- ⑤ 社会福祉施設等での相談援助業務の経験がある者
- ⑥ 現に世田谷区の常勤職員でない者（任期付職員、教育公務員、臨時的任用職員は除く）

※1 日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者」であること。

※2 週20時間以上勤務した経験を対象とする職務経験

5 選考内容

(1) 第1次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和7年12月上旬（予定） ※合否に関わらず、第1次選考受験者全員にお知らせします。

(2) 第2次選考

選考日	令和7年12月下旬（予定） ※第1次選考合格者に対して詳細をお知らせします。
選考会場	世田谷区役所
選考方法	口述試験
合格発表	令和8年1月下旬（予定）

6 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。

求人サイト（<https://public-connect.jp/job/9437>）から手続きしてください。

申込期間	令和7年11月4日（火曜日）～令和7年11月28日（金曜日）（午後5時まで受信有効）
応募書類	職務経歴書

7 給 与

給与は、世田谷区の職員の給与に関する条例及び世田谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき決定します。

【例示】

年齢・経歴等	給料月額	想定年収
30歳（民間企業等の経験8年）	267,700円	約550万円
42歳（民間企業等の経験12年）	292,800円	約600万円
54歳（民間企業等の経験24年）	354,600円	約760万円

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。また、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用時まで給与改定があった場合は、その定めるところによります。

※ 上記はあくまでも参考例であり、給与の最低額を保証するものではありません。

8 勤務条件等

- (1) 勤 務 日 原則として月曜日から金曜日まで（4週8休制）
- (2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 主な勤務場所 児童相談所
※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。
- (4) 休 暇 等 1年間に20日の年次有給休暇（5月以降の採用の場合、初年度は日数が異なります）、その他慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等

9 参 考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

備考

現在、区役所は新庁舎への建て替え工事中ですが、集合場所である東棟は下記地図のとおりです。



【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。提出された書類等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【問い合わせ先】

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

交通：東急世田谷線 松陰神社前駅・世田谷駅（徒歩5分）

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp>

世田谷区総務部人事課人事係（区役所東棟5階）

電話：03（5432）2101（直通）